

ルール構成の変遷より見た ハンドボール競技のルールの変遷

村松 誠

I. はじめに

それぞれのスポーツにはそれぞれのルールがある。また、スポーツのルールは固定化されたもので無く、活動目的に応じて変更され、改正されるべきものであるといわれている。ルール改正の一般的な要因としては、①技術・戦術の進歩・発達に伴う改正、②罰則規定の強化に伴う改正、③事実の外面的形式を具体化する改正、④スポーツ集団の習俗を明文化する改正、の4項目があげられている。¹⁾

ハンドボール競技におけるルール変遷に関する先行文献としては、まとまりのあるものとして、「ハンドボールの技術史」²⁾が挙げられる。当然のことながら、上記文献のごとく、技術・戦術との関連からルールの変遷を見なければならない。しかしながら、ハンドボールには、よく知られている通り7人制と11人制があり、それぞれが異った発展を遂げて来ている。³⁾また、同文献の中で筆者も述べているように、7人制では11人制と異った独得の技術も必要であるという点である。昭和35年度版規則には、緊密な関連があり、競技の基本概念及びその表現形式には両者の間に何等の差異もないとはしているが、両者のルールを区別して考察する必要もあるうと思われる。その他の文献としては、現代体育・スポーツ大系の中にあるものがあるが、ごく簡単に述べられているにすぎない。したがって、7人制ルールについての変遷に関するまとまった文献は今の所見当らない。このような観点をふまえ、ハンドボール競技のルール構成の概観から、ルールの変遷をたどり、ハンドボール競技の基本的な概念を考察することを目的とする。

II. ルール構成の変遷

7人制ハンドボールのルール構成の変遷を日本ハンドボール協会発行の競技規則から見ると、表1⁷⁾のようになる。日本ハンドボール協会発行の7人制競技規則は、昭和29年に第1回全日本室内総合選手権大会として7人制の大会が開かれているので、この時点で存在するはずである。しかし、資料として提出出来るルールブックは、昭和35年版が最初であるため、昭和35年よりの表となっている。ルール構成の大きな変化は、明らかに昭和56年（1981）にある。昭和56年以前は、全体が17条で構成されている。以降は19条に増加されている。昭和56年以前の変化と

表1 ルール構成の変遷

昭和35年	昭和45年	昭和50年	昭和56年	昭和56~59年	平成元年~4年
第1条 競技場	→	→	第1条 →	→	
第2条 ボール	→	→	第2条 競技時間	→	
第3条 競技者	プレイヤー	→	第3条 ボール	→	
第4条 競技時間	→	→	第4条 プレイヤー	→	
第5条 ボールの扱い方	→	→	第5条 ゴールキーパー	→	
第6条 相手に対する動作	→	→	第6条 ゴールエリア	→	
第7条 ゴールエリア	→	→	第7条 ボールの扱い方	→	
第8条 ゴールキーパー	→	→	第8条 相手に対する動作	→	
第9条 得点	→	→	第9条 →	→	
第10条 スローイン	→	→	第10条 スローオン	スローオフ	
第11条 コーナースロー	→	→	第11条 スローイン	→	
第12条 ゴールスロー	→	→	第12条 →	→	
第13条 フリースロー	→	→	第13条 →	→	
第14条 7Mスロー	→	ペナルティースロー	第14条 →	→	
第15条 レフェリースロー	→	→	第15条 →	→	
第16条 各種スローの詳細	→	→	第16条 各種スローの行い方	→	
第17条 レフェリー	→	レフェリー スコアラー タイムキーパー	第17条 罰則	→	
			第18条 レフェリー	→	
			第19条 スコアラー タイムキーパー	→	

しては、昭和45年に、「競技者」が「プレイヤー」に変更されており、昭和50年に「7Mスロー」が「ペナルティースロー」に変更され、「レフェリー」の条に「スコアラー」と「タイムキーパー」が付け加えられている。「レフェリー」の条に「スコアラー」と「タイムキーパー」が付け加えられた事は、オフィシャルの作業が重要性を増したことが示唆される。日本における古い7人制ルールを見てみると、(日本協会制定の公式競技規則ではないので、資料とし、表の中に含めなかった。)昭和13年の體育研究に室内送球競技として載せられているが、やはり17条で構成されている。¹⁰⁾文献の記述よりドイツ語から訳されたものであることは確かである。また、この文献の発行がI. A. H. F. (国際アマチュアハンドボール連盟) となっており、この時期にも7人制ハンドボールが、11人制と同じ統轄団体のもとで存在していたことがわかる。また、日本語訳が「ボール」が「競技用具」、「ボールの扱い方」が「投球、捕球」、「ゴールエリア」が「門域」、「ゴールキーパー」が「門衛」、「スローイン」が「投入」、「コーナースロー」が「隅投」、「ゴールスロー」が「門衛投」、「フリースロー」が「自由投」、「7Mスロー」が「六若しくは七米投」、「レフェリースロー」が「主審投」、「各種スローの詳細」が「審笛後の投球」、「レフェリー」が「競技役員」となっている。他の条は、昭和35年度版ルールブックと同じ「競技場」「競技者」「競技時間」「相手に対する動作」「得点」と訳されている。訳出以外の違いを見てみると、「7Mスロー」が「六若しくは七米投」となっている点である。これは、ゴールから

ゴールエリアラインまでの距離が「五若しくは六米」となっているため、これが5 mの時6 mスロー、6 mの時が現行ルールと同じ7 mスローとなっていたりうことは容易に想像出来る。さらに、「六若しくは七米の距離に長さ一米の線を引き」となっているので、ゴールエリアラインを現行のペナルティスローラインの代りに用いたことはないであろうと思われる。また、但し書きとして、(半径六米を理想とす)と書かれているので大方は6 mが採用されたのではないかと思われるが、ルール成立時点での見解の相違を伺わせるものであろう。ついでにここで気が付くことは、ゴールの大きさが現行の3 m × 2 mではなく、3 m60cm × 2 m10cmであることである。この文献では、(ホッケーの決勝門と同じ)とされている。また、(網若しくは、金網を備えるを要す。)となっていることからも、現在の状況の中ではとても考えられず、7人制ハンドボールはサッカーでなく、ホッケーがイメージされていたのかもしれないと思われる。その他には、第15条「審笛後の投球」が第16条「各種スローの詳細」、第16条「主審投」が第15条「レフェリースロー」にと、15条と16条の内容が入れ変っている点がある。

次に、昭和22年(1947)に大阪ハンドボール協会から出ている「室内ハンドボール競技規則」¹¹⁾を見てみると、ほぼ昭和35年度版規則書と同じになっている。違いは、18条で構成されていることが大きなものである。しかし、10条にオフサイドの条があり、「オフサイドは認めない」と一文が書かれており、7人制では意味がない条である。当時は11人制が主流であり、オフサイドルールがあったため特に断わりを入れたものと考えられる。ここを除外して考えれば、17条の構成となり基本的には特に変りはない。その他には、条の題目名が、16条「各種スローの詳細」が「レフェリーのホイッスル」、17条「レフェリー」が「競技の運行」という題目になっている。

昭和56年度(1981)は、それまで17条で構成されていたルールが19条に変更されている。この違いを見てみると、まずそのまま残されているものに、1条「競技場」、9条「得点」、12条「ゴールスロー」、13条「フリースロー」、14条「ペナルティースロー」、15条「レフェリースロー」がある。ただし14条「ペナルティースロー」は、カッコ書きで後ろに「7 mスロー」と入っており、昭和49年までの表現が付記されている。条を変更したものに、2条「ポール」が3条に、3条「プレイヤー」が4条に、4条「競技時間」が2条に、5条「ポールの扱い方」が7条に、6条「相手に対する動作」が8条に、7条「ゴールエリア」が6条に、8条「ゴールキーパー」が5条に、10条「スローイン」が11条にそれぞれ変更されている。次に16条「各種スローの詳細」が「各種スローの行い方」と表現を変えている。17条は、18条「レフェリー」と19条「スコアラー・タイムキーパー」に分割されている。新設された条に、10条「スローオン」、17条「罰則」がある。ここで「スローオン」となっている10条は、次の昭和56~59年度版では「スローオフ」に変更されている。(ルールブックは、昭和57年より4年度分として発行されている。)これは昭和55年度までは条は立てられていないが、「スローオフ」と言う言葉を使

っているので、もとに戻されたことになる。ちなみに、I. H. F. (International Handball Federation) の英文ルールブックを見てみると、「Throw-Off」と言う言葉が使われているので何かの間違いであったと考えられる。なくなった条に、「コーナースロー」がある。これは「コーナースロー」がなくなった事ではなく、ゴールラインから防御が触れて出たボールはコーナーからスローインを行うと、スローインの条に含まれてしまったのである。これ以降は、平成元年～4年度版まで構成については何も変更されていない。

III. ルール項目数の変遷

昭和35年度版から平成元年～4年度版までのルールブックで、条文の項目数で変遷を見てみると、表2のようになる。まず項目数の合計で変遷を追うと、昭和35年から昭和46年までは大した変動のないことがわかる。昭和22年のルールでも、オフサイドルールの条を除外して123項目である。この昭和22年から昭和46年までの最大差をとっても6項目にしかならない。しかし、昭和47年度の増加数を見てみると、14項目が増えている。この昭和47年度が大きなルールの変遷の区切りになることは間違いないであろう。その次に変化が見られるのが、昭和56～59年度版から昭和60年～63年度版の5項目が挙げられる。これらの増加の原因となっている条を見ると、昭和47年度の場合は、8条「ゴールキーパー」と17条「レフェリー」の条が挙げられる。それぞれ4項目、9項目が増えている。これらの内容を見てみると、8条「ゴールキーパー

表2 ルール項目数の変遷

	S35	S39	S40	S43	S45	S47	S48	S50	S51	S55		S56 ～59	S56 ～60	S60 ～63	H1 ～4
第1条 競技場	8	8	8	8	8	8	9	9	9	9	→	10	10	10	10
第2条 ボール	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	競技時間	10	10	10	10
第3条 競技者	8	8	8	7	7	8	8	8	8	8	ボール	5	5	5	5
第4条 競技時間	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	プレイヤー	6	6	7	7
第5条 ボールの扱い方	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	ゴールキーパー	14	14	14	14
第6条 相手に対する動作	9	9	9	10	10	11	11	11	11	11	ゴールエリア	8	8	8	8
第7条 ゴールエリア	7	7	7	7	7	7	8	8	8	8	ボールの扱い方	12	12	12	12
第8条 ゴールキーパー	8	8	8	8	8	12	13	13	14	14	相手に対する動作	12	12	15	15
第9条 得点	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	→	4	4	4	4
第10条 スローイン	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	スローイン（スローオフ）	4	4	4	4
第11条 コーナースロー	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	スローイン	5	5	5	5
第12条 ゴールスロー	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	→	4	4	4	4
第13条 フリースロー	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	→	8	8	8	8
第14条 7Mスロー	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	→	9	9	9	9
第15条 レフェリースロー	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	→	3	3	3	3
第16条 各種スローの詳細	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	各種スローの行い方	7	7	7	7
第17条 レフェリー	16	16	15	18	16	25	25	26	26	26	罰則	11	11	12	12
											第18条 レフェリー	14	15	15	15
											第19条 スコアラー・タイムキーパー	5	5	5	5
項目数の合計	127	127	127	129	127	141	144	145	147	147		148	149	154	154

一」では、それまで8項目が羅列してあったものが、してもよいプレーと禁止されるプレーに分けられて記述されている。増えた項目は、してもよいプレーで1つ、「ゴールキーパーが防禦していて完全にコントロールできないままボールがゴールエリアラインを出たとき、フィールドで再びボールをあつかうことができる。」である。禁止されるプレーで3つ、「すべての防禦プレイのとき相手に対して危険なプレイをしてはならない。」「ゴールエリアからフィールドにもどるボールを意図的に足もしくは下腿で止めてはいけない。」「ゴールキーパーはゴールエリア内にいてフィールドの地面にとどまっていたり、ころがっているボールをゴールエリア内へ持ちこんではならない。」の項目である。これらの増加は、意図的でないプレーに対しては寛容になり、危険なプレー、意図的なプレーに対してきびしくなったと言えるのではないかと思う。また、8の1と8の6で文章の意味が重複していることに気がつく。

17条「レフェリー」の項目では、「トスは競技開始前に……」「競技の開始のとき1名のレフェリーがスローオフのチームのセンターレフェリーになり、笛を吹き競技を開始する。(以下略)」「センターレフェリーは競技場の中でできるだけボールの近くにいて競技の動きを見る。基本的にはすべての競技に対して笛を吹く。(以下略)」「ゴールレフェリーは基本的には次の場合に笛を吹く。」「判定が異なったときには常に厳しい方の罰則が与えられる。」「逆の判定がなされたときには常にセンターレフェリーの判定による。」「レフェリーは競技を中断あるいは中止する権限をもっている。(以下略)」「ゴールキーパーが退場あるいは追放されたときには、フィールドプレーヤー1名を退場させ交替のゴールキーパーを入れる。」「失格したプレーヤーは競技時間中除外されベンチにも入れない。(以下略)」の9項目である。この中で始めの「トスは競技時間前に……」は、昭和45年度版では4条「競技時間」の中にある、昭和47年度版では17条「レフェリー」の項に移っている。その分4条は1項目減っている。実質は、8項目の増加である。その内容を見てみると、センターレフェリー、ゴールレフェリーという言葉が初めてルールの中に出て来ている。これは、昭和43年よりハンドボールのレフェリーは複審判を取り入れているので、そのそれをルールの中に規定したものと見ることができる。ただ昭和45年度版にも、「複審判に関する模範」「複審判に関する留意事項」として載せられている。

その他では、3条「競技者」で1項目目、6条「相手に対する動作」で1項目で合計14項目の変化である。この内容を見てみると、3条では「スポーツマンシップに反した理由で競技場を去ったプレイヤーは、(中略)失格とし、ベンチからも除外する。」であり、6条では「相手が持っているボールを片手または両手で奪いとり、あるいはこぶしでたたき落すことはできない。」が「(前略)こぶしでたたきおとすことはできない。」と「(前略)片手または両手で奪いとることはできない。」と2つに分割されているだけである。

次に、昭和56~59年度から昭和60~63年度の5項目を見てみると、4条「プレイヤー」で1項目、8条「相手に対する動作」で3項目、17条「罰則」の項で1項目である。4条「プレイ

ヤー」の条では、「追加プレイヤーが不当に競技場に入ったときは（中略）1人（指名退場）を違反したプレイヤーのかわりに2分間退場させねばならない。（以下略）」つまり指名退場の項が新しく増えている。頻繁な交替によるトラブル防止のルールであろう。8条では、「相手に対する動作の反則にはフリースローか、ペナルティースローを判定する。」「相手に対する動作での反則のとき、ボールでなくプレイヤーを対象としている場合には、罰則を段階的に適用しなければならない。（以下略）」「競技場での暴力行為をしたプレイヤーは追放となる。」の3項目である。ここでは初めて段階的適用の言葉が出て来ている。その他の2つは、「フリースロー」「ペナルティースロー」「罰則」の昭和56～59年度版に載せられているので別に新しく作られた項ではない。この2つは昭和60～63年度版では重複してはいるが、ルールを解りやすくしたものと思われる。17条では、「会場内におけるスポーツマンシップに反する行為、または暴力行為については、次のように罰する。（以下略）」である。これは、前項が「競技場の内外を問わず、……」となっていることから、「会場内」の意味は、大会会場のすべてを指しているものと思われる。この規定も、昭和56～59年度版の「競技場の内外を問わず、……」の項の最後に書かれており、分割した文章であると言えよう。以上のことからは、この年度のルールの変化は実質的にはほとんどないと言える。

ハンドボール競技のルール項目数から変遷を見てみると、昭和47年度に大きな変化が見られる。それらは、ゴールキーパーへの制限と、複審制を導入したことへのルール整備が大きな特長と言えそうである。

IV. 1981年ルール改正

ハンドボール競技では、1981年ルール改正がよく問題にされる。ルール構成の変遷（表1）を見ると確かに1981年に大きな改正がなされているようである。しかし、項目数（表2）で見る限り147項目から148項目へたった1項目増えているにすぎない。むしろ大きな変化は、昭和47年と昭和60年に出現していると言えよう。それでは何が1981年に変り、何が問題にされるかをここでは考察してみたい。まず、項目数では変化のないものを挙げて行くと、第3条「ボール」、第7条「ボールの扱い方」、第6条「ゴールエリア」、第5条「ゴールキーパー」、第9条「得点」第11条「スローイン」、第15条「レフェリースロー」が項目数に変化がない。項目数が増えたものに、第1条「競技場」で1項目、第8条「相手に対する動作」で1項目、第13条「フリースロー」で2項目、第14条「ペナルティースロー」で1項目、第17、18、19条をまとめて、4項目、合計9項目の増加を示している。逆に減ったものは、第2条「競技時間」が3項目、第4条「プレイヤー」で2項目、第12条「ゴ尔斯ロー」で1項目、第16条「各種スローの行ない方」で3項目、そして第11条にあった「コーナースロー」の項全部の3項目の合計12項目である。また、「スローオフ」の条が4項新設されているので差し引き1項目の増加と言う結果

になっている。ここで、これらの内容を増えたものから見てみる。第1条「競技場」では、「ゴールキーパーライン」が新設され、1項目増加となっている。第8条「相手に対する動作」では、許されている事項は変化していない。禁止される事項で変化が見られる。「相手をつかまえたり、(以下略)」(6の8)の項は、2つに分割されている。(8の10、11)そして、「ゴールキーパーに危険をおよぼすような行為をすること。」が新設されていて、合計2項目の増加であるが「プレイヤーがボールを持ったままころび、(中略)ただし罰則が適用されるときは別である。」の項が消滅している。これは第15条「レフェリースロー」の条に同じ様な規程があり、また罰則が適用されないことがまずありえないためではなかろうかと思われる。それで結果として1項目の増加となっている。

第13条「フリースロー」の項では、「攻撃側のプレイヤーが、ボールをドリブルしたり、下において再びひろいあげてはならない。」(13の3)と「規則違反がなく、競技が中断された場合、(中略)その状態にふさわしいスローによって、レフェリーの笛の後、競技を再開する。」(13の7)の2項目である。

第14条「ペナルティースロー」では、「ペナルティースローを行なうプレイヤーは、ボールがゴールキーパーか、ゴールポストまたは、クロスバーにふれた後でなければ、再びボールにふれることはできない。」(14の4)である。

第17、18、19条は、旧第17条「レフェリー」の条より分割されたものであることに間違いはない。まず、56年度第18条「レフェリー」の項から見ていくと、「タイムアウト」(18の11)が新設されている点と、「(前略)記録用紙が正確に記入されているかを確認する責任がある。(以下略)」が新設されている点である。旧第17条の12「レフェリーは競技を中断し、あるいは中止する権限をもっている。(以下略)」は、2つに分割され56年度版に記述されている。また、レフェリーに関するルールで消滅したものに、「2名のレフェリーは黒でスポーティな服装をつけなければならない。」と「レフェリー、(中略)それをスポーツマンシップにのっとって運用する義務がある。」の2項目がある。また、「センターレフェリー」と「ゴールレフェリー」に関する項は1つにまとめられており、項目数では変化がなくなっている。

次に第19条「スコアラー、タイムキーパー」の項目を見てみると、これらに関する規程が3項目あったのに対して、5項目になっている。特に増えた項の2項は、タイムキーパーに関するものであり、タイムキーパーに多くの役割と任務を負わせた形となっている。

最後に新しく作られた第17条「罰則」の項を見ていく。55年度においては、罰則に関する項は7項目である。56年度には、11項目に増加されている。増えた項の内容は、イエローカードの規程、失格の規程、追放の規程、また「プレイヤーが2分間退場を判定された後に、極端なスポーツマンシップに反する行為、または、(以下略)」の規程が挙げられる。以上4項目である。

第17、18、19条では、まとめて6項目の増加を見ている。逆になくなつた項目がストーリングに関する規程の2項目があり、全体では4項目の増加となつてゐる。しかし、ストーリングに関する規程はなくなつたのではなく、第7条「ボールの扱い方」の条に入れられてゐるので移動したと言うのが正しいであらう。

ルール条文項目の減ったものを見て行くと、まず第2条「競技時間」では「スローオフのときには、(以下略)」、「スローオフでは直接得点できない。」、「延長時間の間にはチームの構成を変更してはならない。(以下略)」の3項目である。前2つはスローオフの規程であり、スローオフの条が新しく新設されているので、そちらに移動している。最後の項は、参加資格で規程できるので必要のない項目といえよう。第4条「プレイヤー」の項では、「スポーツマンシップに反した理由で競技場を去ったプレイヤーは(中略)失格とし、(以下略)」と「プレイヤーが競技中に競技場外に出て、ただちに競技場に入ったときには競技場を去ったものとみなさない。」の2項である。後の項は、前の項の但し書きと考えられ、全体として罰則の条へ移動したと考えられる。第12条「ゴールスロー」の項では、「ゴールスローは、直接得点することはできない。」と「ゴールスローのときには相手側は、ゴールエリアラインとフリースローラインの間に(中略)いけない。」の2項がなくなつてゐる。しかし、「ゴールキーパーは、ゴールスローをした後は、ボールが他のプレイヤーにふれるまで、ボールにふれることはできない。」の項が入つてゐるので、実質1項目の増加となつてゐる。第16条「各種スローの行ない方」では、「スローオフ・コーナースロー・ペナルティースローは、センターレフェリーの笛が吹かれてから3秒以内に(以下略)」「(前略)競技を再開するとき、レフェリーは笛を吹かなければならぬ。」「(前略)故意に競技をおくらせたときには、レフェリーは笛を吹いてスローを行なわせなければならない。(以下略)」の3項は、「レフェリーは、次の場合に笛を吹く。(以下略)」の項にまとめられている。「スローイン・ゴールスロー・フリースローはレフェリーの笛なしですぐ行なうことができる。(以下略)」は、各条においてそれぞれ記述されていて、重複をさけたためと思われる。「コーナースロー・ゴールスローおよびフリースローのときには、スローを行なうプレイヤーが競技場に立っている限り、ボールが競技場の境界を越えてもよい。」の項は消滅している。また、「すべてのスローは、直接得点できる。」の項が新しく設置されている。以上、4項目が減り、1項目が新設され、合計3項目が減つてゐる。

第11条「コーナースロー」については、条そのものがなくなつてはいるが、昭和56年度版の第11条「スローイン」の項に付け加わつて入つてゐる。「ボールがゴール以外のゴールラインを越えて競技場外に出る前に防禦側チームのプレイヤーが、そのボールにふれたときには、攻撃側チームのコーナースローとなる。(以下略)」は、「(前略)また、防御側のフィールドプレイヤーが最後にふれたボールが、ゴール外側のゴールラインを通過したときには、スローインを行う。(以下略)」と「スローイン」の条に含まれてゐる。

次に新設された第10条「スローオフ」の項を見てみると、「スローオフのときには、すべてのプレイヤーは自己の競技場にいなければならぬ。(以下略)」は、昭和55年度版の第4条「競技時間」より移動したことは、すでに述べた。「競技開始のスローオフは、(以下略)」の項は、第18条「レフェリー」の項にも同様の規定があり重複している。「得点された後は、得点されたチームのスローオフによって競技は再開される。」の項は、55年度には第9条「得点」の項にあったものが移ってきてている。「スローオフは競技場の中央から、(中略) レフェリーが笛を吹いてから3秒以内に行なわなければならない。」は、これも第4条「競技時間」の規定の中にあり重複している。この条については、新設の条でもあり、重複が多いが実質には3項目増えていることになる。

1981年ルールをまとめてみると、構成から見れば「スローオフ」「罰則」「スコアラー・タイムキーパー」が新設され、「コーナースロー」が撤廃され、大きな変遷をしたように見える。しかしながら、項目数から見れば、他の年度と比しても1項目の増と変化が見えないように見える。しかし、内容を見てみると、項目の整理・移動がかなり行なわれており、条文の意味内容をさらに詳しく検討する必要があると思われる。項目から見た新しいルールを挙げれば、(1の6)「ゴールキーパーライン」、(8の9)「ゴールキーパーに危険をおよぼすような行為をすること」、(16の5)「すべてのスローは、直接得点することができる。」、(17の6)「(前略) レッドカードは、軽い厚紙状のもので9×12cmの大きさである。(以下略)」、(18の11)「タイムアウト」などが挙げられる。

V. まとめ

7人制ハンドボール競技における競技規則を、ルール構成をもとに見てみると、昭和13年より昭和55年までは基本的に17条で構成されている。昭和56年度より19条に増されており、新しく設けられた条は、「スローオフ」「罰則」「スコアラー・タイムキーパー」がある。この時、「コーナースロー」の条が撤廃されたので、2条増しの19条となっている。

これを項目数で見てみると、昭和47年と昭和60年に大きな変化が見える。昭和47年度に関しては、複審制を導入したためのルール整備が多いと見られる。昭和60年度については、実質的なルールの変化はあまり見られず、整理・統合が大きな理由のようである。

1981年ルールを項目数で見れば、変化がないと言えるが、内容を見ていくとかなりの整理・移動が行なわれている。新しくできているルールも少なからず存在している。さらに詳しく内容に検討を加える必要があると思われる。

参考文献

- 1) 永嶋正俊 「スポーツルールの改正に関する一考察—サッカーのゴールキーパーに関する

- ルールの変遷を中心に—」 桜門体育学研究第22集 P31 昭和63年
- 2) 的場益雄 「ハンドボールの技術史」 スポーツの技術史 P402~444 昭和47年 大修館書店
- 3) 大西武三、水上一、河村レイ子 「現代スポーツコーチ実践講座 7 ハンドボール」 P4 ~6 昭和58年 ぎょうせい
- 4) 2) に同じ P417
- 5) 日本ハンドボール協会 「昭和35年度ハンドボール競技規則」 P49 昭和35年
- 6) 浅見俊雄、宮下充正、渡辺融 編「現代体育・スポーツ大系第26巻」 P226~227 昭和59年 講談社
- 8) 日本ハンドボール協会 「日本ハンドボール史」 P77 1987
- 9) 2) に同じ P417
- 7) 日本ハンドボール協会 「ハンドボール競技規則」 昭和35年度版、昭和39年度版、昭和40年度版、昭和43年度版、昭和45年度版、昭和47年度版、昭和48年度版、昭和50年度版、昭和51年度版、昭和55年度版、昭和56年度版、昭和56~59年度版、昭和60~63年度版、平成元年~4年度版
- 10) 酒井 将 「室内送球競技」 體育研究第5巻第4号 P64~74 昭和13年
- 11) 大阪ハンドボール協会 「室内ハンドボール競技規則」 1947 スポーツニッポン新聞社
- 12) International Handball Federation 「Rules of the Game」 Edition 1981